

令和6年度補助金及び対象経費の取り扱い

1. 補助対象事業

住民組織や各種団体が自主的に行う人づくり・地域づくり事業を支援する補助金です。

※対象とならない事業

- ・特定の個人の交流、親睦等を目的とした事業
- ・政治目的のある事業
- ・宗教活動に関わる事業
- ・営利を目的とした事業
- ・他の公的機関からの補助金・助成金を受けている事業

2. 補助対象経費

対象経費は補助対象団体が実施する事業費とし、概ね以下のような経費です。

対象経費かどうか不明な際は、八雲支所地域振興課へご相談ください。

| 区 分 | | 対象になるもの | 対象外のもの等 |
|-----------|-------|--|---|
| 報償費 | 報償費 | 各種謝金、謝礼(講師料、出演料) | 直接的な宗教行為にあたるもの(玉ぐし料・お布施等)、団体の構成員へは不可 ※特殊な技能を有する者は可 |
| 旅費 | 旅費 | 事業実施に係る費用、講師旅費等 | 交通費等に発生する特別料金は不可 |
| 需用費 | 消耗品 | 事務・衛生用品等の消耗品費、材料代(事業の性質上必要な場合のみ)、図書購入費 | 直接的な宗教行為にあたるもの(お供え物等)、食糧費(イベントの弁当代や飲食代)、金券、景品、参加賞は不可 |
| | 燃料費 | 車両、機器使用に発生するガソリンやガス代など | 経常的な経費との区別ができないものは不可 |
| | 印刷製本費 | チラシ、資料等の印刷・コピー代 | 用途・枚数を明らかにすること |
| 役務費 | 通信運搬費 | 郵券料、送料 | |
| | 広告料 | 各メディアを利用した広告宣伝費 | |
| | 手数料 | 廃棄物処理代、クリーニング代、対象経費に係る振込手数料 | |
| | 保険料 | イベント保険料 | |
| 委託料 | 委託料 | 事業実施に係る費用 | 委託内容、費用の内訳を明示すること |
| 使用料および賃借料 | 借上料 | 機材等の借上料 | 団体の構成員へは不可 ※特殊な機器及び機材は可 |
| | 使用料 | 会場使用料、駐車場使用料、有料道路通行料 | 団体の構成員へは不可 |
| | 入場料 | 事業実施に係る入場料 | |
| 工事請負費 | 工事請負費 | 当該事業に関連して継続して使用するものに係る費用 | |
| 備品購入費 | 備品購入費 | 次年度以降も継続して使えるような物品(概ね5万円以上の物品) | 事務所や家等に恒常的に使う備品の購入費用は不可(パソコン等) |

①委託料及び工事請負費の合計額が補助対象経費の2分の1を超えないこと。

②委託料または工事請負費のいずれかの額が補助対象経費の2分の1を超えないこと。

③備品購入費が補助対象経費の2分の1を超えないこと。

3. 注意事項

- ・すべての支出に領収書が必要です。品名(内容)・単価・数量がわかるように明記ください。
- ・領収書の宛名は、補助対象団体名です。